

植物防疫法第5条の2第2項等に基づく学識経験者等からの意見聴取要領

(令和4年8月25日付け4消安第2803号)

第1 目的

本要領は、植物防疫法の一部を改正する法律（令和4年法律第36号）による改正後の植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第5条の2第2項（法第6条第6項、法第7条第7項、法第11条第2項、法第13条第7項、法第15条第2項、法第16条の2第2項又は法第16条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、農林水産大臣が、有害動物又は有害植物の性質に関し専門の学識経験を有する者その他の関係者（以下「学識経験者等」という。）の意見を聴くために必要な事項及び法第17条の2第3項又は法第22条の2第4項の規定に基づき、農林水産大臣が、有害動物又は有害植物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴くために必要な事項を定めるものとする。

第2 意見聴取対象者の選定

農林水産大臣は、学識経験者等から意見聴取対象者を選定し、委嘱する。

第3 意見聴取の手続について

法第5条の2第2項、法第17条の2第3項及び法第22条の2第4項の規定に基づく農林水産大臣による意見聴取は、以下の手続により行う。

- 1 農林水産大臣は、消費・安全局長に、意見聴取対象者の意見を聴取させる。
- 2 消費・安全局長は、農林水産大臣から委嘱された学識経験者等（以下「委員」という。）によって構成される「植物防疫検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、意見の聴取を行う。

また、意見の聴取に当たっては、必要に応じ、あらかじめ、学識経験者等から、意見を聴取する事項に関連する情報や知見を得て行う。

- 3 消費・安全局長は、必要に応じ、委員に加えて意見を聴取する事項に関する学識経験者等に専門委員として検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 消費・安全局長は、検討会において集約された意見をもって、法第5条の2第2項、法第17条の2第3項又は法第22条の2第4項の規定に基づき聴取された意見とする。

第4 検討会の運営

1 座長

- （1）検討会には、座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選により選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- （2）座長は、会務を総理する。

- (3) 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

2 検討会の開催及び公開

- (1) 検討会は、原則として対面（ウェブ会議形式を含む。以下同じ。）での開催とする。ただし、必要に応じて書面で開催することができる。
- (2) 対面での開催の場合にあっては、検討会の議事は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは特定の団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は、検討会を非公開とすることができる。

3 事務局

検討会の事務局は、消費・安全局植物防疫課が務める。

4 雑則

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。